

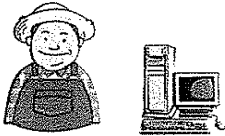
牛の管理者（酪農家、肉用牛農家など）のみなさまへ

牛トレーサビリティ制度の一部改正にともない、平成22年4月1日から

**死亡牛の引渡し先の届出も必要になります！！**

現行

牛の管理者

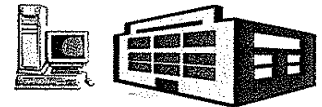


死亡の届出



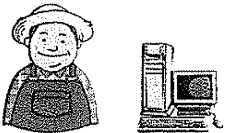
・ 個体識別番号  
・ 死亡の年月日

独立行政法人  
家畜改良センター



改正後(22年4月1日～)

牛の管理者



死亡の届出



・ 個体識別番号  
・ 死亡の年月日  
・ 死亡牛の引渡し先（処分先）の  
コード番号

独立行政法人  
家畜改良センター



○ 死亡牛の引き渡し先のコード番号などは以下のとおりです。

★ 24ヶ月齢以上の牛が死亡した場合

BSE検査後は愛知化製事業協業組合へ搬送されるため

引渡し先は、「**愛知化製事業協業組合**」(コード0524443366) になります。

★ 24ヶ月齢未満の牛が死亡した場合

死亡した牛の引渡し先が愛知化製事業協業組合以外でコード番号がわからない場合は、最寄りの岐阜農政事務所・地域課までお問い合わせください。

〔飛騨地域は、岐阜農政事務所地域第2課（電話番号 高山市 0577-32-1155）〕

★ 病性鑑定などのために家畜保健衛生所へ搬入する場合

岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨いずれの家畜保健衛生所に依頼しても一元的に、

引渡し先は、「**岐阜家畜保健衛生所**」(コード0582726110)になります。

○ 牛が死亡(出生直後に死亡したものを除く)した時は、速やかに(独)家畜改良センターへ死亡の届出をしてください！

飛騨家畜保健衛生所

高山市上岡本町7-468

電話 0577-33-1111 FAX32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp